

優和の“相続”かわら

「国際結婚で起こりうること」

国際結婚相続自体を、私はまだ取り扱ったことはないですが、諸外国では、日本と状況が変わりますので、以下、皆様の何かのご参考になれば幸いです。

橘玲さんの小説のダブルマリッジ（戸籍上の重婚）の様なことが海外では起こりえます。

タイで結婚をするためには、日本人は日本で結婚していない証明書をタイの役所に提出する必要があります。

しかしながら、ミャンマーでは、日本で結婚していない証明書の提出なしで、現地での結婚が可能です。

現地の結婚証明書を、日本の戸籍の部署に送ると、日本で既に結婚されている状況であっても、さらに戸籍に配偶者として載ってしまうとのことです。

（実際に行って確認を取ったわけではございません。）

こちらがダブルマリッジの状況となります。

なお、ミャンマーは、3年前くらいまでは、イスラムの考えも取り入れていましたので、男性は何人の女性とも結婚が可能でした。

（現在は改正されて出来なくなりましたが、某財閥の第6婦人が日本人でした。）

タイには最近になって、相続税が出来ましたが、ミャンマーでは、相続税の制度自体がありません。